

八ッ場ダム貯水池の水面利用について

関東地方整備局 河川部 水災害予報センター長 正会員 ○由井 修二
 関東地方整備局 利根川ダム統管理事務所 副所長 非会員 塩谷 浩

利根川水系吾妻川に建設された八ッ場ダムは、令和2年4月からダム運用を開始した。これに伴い新たに約3km²のダム貯水池（名称：八ッ場あがつま湖）の水面が出現した。

ダム貯水池は河川法に基づく河川区域であり、一般的にはダム管理に支障がない範囲において公衆の自由な使用に供されるべき公共用物である。しかし、秩序のない使用により、水源地域の振興・活性化への影響が想定された。そこで、八ッ場ダムでは、ダム貯水池の水面が出現する前の建設段階から地方公共団体、地域住民等と協議会を設置し、検討を重ねて水面利用ルールを定めた。

本稿では、観光資源として水源地域の振興に資する水面利用ルールと合意形成プロセスについて報告する。

1. 八ッ場ダムの概要

首都圏の安全・安心の向上に大きな役割を担う「八ッ場ダム」は、群馬県北西部、利根川の右支川、吾妻川中流部の群馬県吾妻郡長野原町に位置し、計画発表から68年間を経て令和2年3月に完成し、令和2年4月よりダムの運用を開始した。ダム湖周辺には、観光地で有名な草津温泉や軽井沢などがあり、ダム湖と平行して走る国道145号線は日交通量1万台と集客による地域活性化が期待される立地条件に恵まれている。

～八ッ場ダムの諸元～

【ダム形式】重力式コンクリートダム 【堤 高】116m 【堤 頂 長】290.8m

【堤 体 積】約100万m³ 【流域面積】711.4km²

【総貯水容量】1億750万m³（東京ドーム87杯分）

流域面積及び洪水調節容量(6,500万m³)は利根川水系にあるダムで第1位。



写真-1 運用が開始された八ッ場ダム



写真-2 水陸両用バス
 (八ッ場にゃがてん号)

キーワード ダム管理, 水面利用, 水源地域, 地域活性化, 利用ルール, 合意プロセス

連絡先 〒371-0846 群馬県前橋市元総社町 593-1 国土交通省利根川ダム統管理事務所 TEL027-251-2021

2. ハッ場ダムの水面利用ルール

ハッ場ダムでは、地元住民、地元関係機関、長野原町、群馬県及び国土交通省で構成される「ハッ場ダム貯水池水面利用協議会」にて、豊かな環境、地域住民の生活、水源地域の振興などを保ちながら、安全で快適な水面利用が行われるようにするため、水面を利用される皆様に守っていただきたく「ハッ場あがつま湖水面利用ルール」を策定した。

ハッ場あがつま湖において水面利用を認めるもの、認めないものの区分は、下表のとおりである。

認めるもの	認めないもの
<ul style="list-style-type: none"> ・水面協議会が承認した手漕ぎボート、船舶、機器による航行 (自然環境・生態系に配慮した船舶、機器であること、また、地域の活性化に寄与するものであること) ・持ち込み利用を届け出た手漕ぎボートによる航行 (利用数は最大 10 艇程度まで) 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記以外の手漕ぎボート等、船舶、機器による航行 ・燃料エンジンを使用する船舶・機器による航行 ・遊泳 ・水質に悪影響を与える行為 ・たき火等の火気使用 ・花火(水面協議会が承認したものを除く) ・釣り(白砂川合流点上流域で漁協の許可を得たものを除く) ・ダム貯水位の低下に伴い出現した陸地部での車の走行(バイク・自転車含む)

3. ハッ場ダムの水面利用ルールの合意形成

ダム湖面ができたときからルールが適用できるよう、ダム建設中に水面利用協議会を立ち上げ、新たに生まれる湖面で利用を認めるものの範囲、利用規制の方法などについて話し合いを重ねた。協議会の初期には、既存ダム貯水池の利用で問題を抱えているダムなどを視察し、以下の問題点を把握した。

- ①水上バイクやモーターボートなどで周辺地域に騒音問題を起こした事例
- ②釣りによる使用済みの釣り針・釣り糸やゴミ等の残置、外来生物の放流をされた事例。
- ③湖岸でのバーベキューや花火などの行為を行いゴミ等を残置された事例。
- ④自由使用下で実施していた行為が既得権益となり、以降のルール作りに妨げになる事例。

これらの問題事例を参考に、以下の観点を踏まえルール作りに取り組んだ。

- ①閑静な湖畔周辺がボート等のエンジン音により騒音被害が起きないように原則としてエンジン付きの船舶等の使用を禁止とした。
- ②水道水源であるダムであることからダム水質に影響のある行為については禁止とした。
- ③水面利用により生活環境等に影響を与えることのないルールとした。
- ④ダム湖が地域の活性化に資するためのルールとした。

協議会設置から1年間、準備段階の事例調査などを含めると約4年間の議論を経て、貯水池運用開始前の令和2年3月に水面利用ルールを定めることができた。これからも地域活性化のためにルールがきちんと守られているか、守るためにそれぞれの機関が取り組むべきものは何か、と常に問題意識を持ちPDCAサイクルで地域の発展に資する様なダム管理に取り組んで行く所存である。